

○南空知公衆衛生組合職員再任用実施要綱

〔令和4年7月6日〕
要綱第2号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び南空知公衆衛生組合職員の定年等に関する条例（昭和60年条例第2号）に定めるもののほか、定年退職者等の再任用の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

（任期）

第2条 任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年間を基本とする。

2 再任用の任期を更新する場合、年度当初から退職共済年金の受給権（繰上げ支給の退職共済年金を除く。）を有する者については、任期の更新は行わない。

（再任用意向調査）

第3条 組合長は、毎年8月末までに、翌年3月31日に定年退職となる職員及び任期満了となる再任用職員に再任用意向調査書（別記様式第1号）により調査を行うものとする。

（選考の基準）

第4条 再任用の選考は、次に掲げる事項を総合的に勘案し、組合長が決定する。

- (1) 在職中の勤務成績
- (2) 知識、経験、技能等の保持状況
- (3) 健康状態
- (4) 勤労意欲、職務に対する適性等
- (5) 常勤職員の配置状況等
- (6) その他組合長が必要とするもの

（選考結果の通知）

第5条 組合長は、選考の判定を行ったときは、再任用選考結果通知書（別記様式第2号）により再任用を希望する職員に通知するものとする。

（勤務時間）

第6条 再任用職員の勤務時間は、フルタイム勤務及び短時間勤務とする。

- (1) フルタイム勤務1週間当たり38時間45分
- (2) 短時間勤務1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内とし、1日につき

7時間45分を基本として設定する。

- 2 再任用職員の勤務時間は、フルタイム勤務を基本とする。ただし、業務に適切な雇用形態、公務の運営上の事情等によってフルタイム勤務が適当でないとき組合長が認めるときは、短時間勤務とすることができる。

（週休日）

第7条 再任用職員の週休日は、次のとおりとする。

- (1) フルタイム勤務職員 日曜日及び土曜日
(2) 短時間勤務職員 日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間の
中で設ける。

（休暇）

第8条 再任用職員の休暇は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

- 2 再任用職員の年次有給休暇は、次のとおりとする。
- (1) フルタイム勤務職員 定年前の職員に準じる。
(2) 短時間勤務職員 20日を基準に勤務時間に比例した日数(20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5で除して得た数を乗じて得た日数)とする。
- 3 定年退職後引き続き採用された再任用職員の年次有給休暇の日数は、当該退職以前の勤務と当該採用以後の勤務とが継続しているものとみなして取り扱う。再任用の任期の更新をしたときも同様とする。
- 4 再任用職員の病気休暇、特別休暇及び介護休暇等の休暇の付与については、フルタイム勤務職員及び短時間勤務職員のいずれも、定年前職員の例により認めるものとする。
- 5 再任用職員の育児休業は、1年以内の任期を付して任用されることから、フルタイム勤務職員及び短時間勤務職員のいずれも認めない。

（再任用職員の職種）

第9条 再任用職員の職種は、定年退職前に在職していた職種と原則同様とする。

（職務の級）

第10条 再任用職員の職務の級は、定年退職時の職務の級にかかわらず、次に掲げるとおりとする。ただし、職務の困難度等に応じて、組合長がこれによりがたいと認めるときは、この限りではない。

- (1) 行政職給料表(1) 2級
(2) 行政職給料表(2) 2級

（公務災害補償）

第11条 再任用職員の公務上の災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（健康保険等）

第12条 フルタイム勤務職員は、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合の組合員となるものとする。

2 短時間勤務職員は、次に掲げる社会保険のうち該当するものの被保険者になるものとする。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険

(2) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険

(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険

（旅費）

第13条 再任用職員が公務のため旅行する旅費は、南空知公衆衛生組合職員の旅費に関する条例（昭和26年条例第13号）に定めるところにより支給する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。